

2025年5月1日

各位

東京青果株式会社

当社に関する雑誌記事の内容に対する当社の見解について

先般、東京促成青果株式会社（以下、「提案株主」といいます。）から株主の皆様へ送付された株主提案書に同封されておりました雑誌記事（計2通）の内容、及び、その後継続として掲載された雑誌記事の内容につきまして、下記のとおり当社の見解をお知らせいたします。

なお、これらの雑誌記事は、いずれも提案株主の意向を汲んで掲載されたものと見受けられますが、その内容は虚偽の事実、事実誤認、解釈の誤り等を含む不当なものであって、当社およびその関係者を誹謗中傷する内容となっていることから、当社としては、極めて遺憾である旨を表明するとともに、提案株主に対して厳重に抗議いたします。

記

1. 【【独自】デンソーが提案した「農産物流通のDX」が拒否され卸売市場が危機！大田市場を牛耳る東京青果の深刻なガバナンス問題】（2025年3月19日付ダイヤモンド・オンライン）について

① デンソーとのDXプロジェクトの件

当該雑誌記事では、当社が、株式会社デンソー（以下、「デンソー」といいます。）による情報漏洩を懸念して、同社とのDXプロジェクトを中止したかのような記載がされております。

しかし、当該プロジェクトが中止された理由は、当社がデンソーによる情報漏洩を懸念したことではありませんので、かかる記載は全く事実と反しております。

すなわち、当該プロジェクトは、提案株主から紹介されたデンソーと当社の2社間で進めていたプロジェクトであるところ、実証実験に向けてデンソーとの間で秘密保持契約を締結する間際に、提案株主から突然、「本施策は提案株主の子会社（システム会社）の参画が大前提であり、三者間契約締結が必要である」という条件が提示されました。

当社としては、提案株主の子会社がプロジェクトに参画し、秘密保持契約の当事者となる場合には、卸売業者である当社の営業情報等の機密情報が提案株主の子会社に知られることになり、それを通じて当社の取引先である提案株主に他の取引先（仲卸業者等）との取引に関する情報等が漏洩するリスクがあると考え、提案株主の子会社が参画する形では当該プロジェクトを中止せざるを得ないと判断したものです。そもそも、当初の

段階で提案株主から子会社の参画が大前提であるという条件が提示されていれば、当社としてはその時点でお断りしていたはずのものであり、提案株主が秘密保持契約の締結間際になって当該条件を提示してきたために、途中でプロジェクト中止と相成った次第です。

このように、当社は、デンソーによる情報漏洩を懸念して当該プロジェクトを中止したのではなく、提案株主による当社の機密情報の取得を懸念して当該プロジェクトを中止したものであって、雑誌記事の記載は事実と反しています。

なお、当然ながらデンソーにはご理解をいただいたうえでプロジェクトを中止しており、当社とデンソーとの関係には何ら問題はありません。

② 「複数の取締役による不祥事に失望した有能な人材が流出！」という記載について

当該雑誌記事では、当社取締役による横領等の不祥事が発覚し、社員が失望して有能な人材が流出しているなどと記載されております。

しかし、そもそも当社において横領等の重大な不祥事が発生した事実はありません。当社は、青果物卸売事業者として東京都知事の許可を受け、コンプライアンスを重視して事業運営を行っており、現に、当社の監査役による監査および独立監査人による監査のいずれにおいても重大なコンプライアンス上の問題が指摘されたことはありません。

また、当社においては、マネジャー以上の退職は極めて少なく、2024年4月入社の新卒社員については1年以上経過した現時点において1名も退職していません。

このように、雑誌記事の記載は事実誤認に基づく内容であって、当社として看過できません。

③ 「独占禁止法違反の疑い」という記載について

本件につきましては、下記2.をご参照ください。

④ 「モノ言わぬ株主に守られ、院政、保身」という記載について

本件につきましては、下記3.をご参照ください。

2. 「東一が独禁法違反の疑いー仲卸に不利益条件付け施設賃貸」(月刊農林リサーチ 2025年2月号) について

当該雑誌記事では、当社が子会社である大田市場ロジスティクスセンター株式会社(以下、「大田市場ロジスティクスセンター」といいます。)の物流施設を賃借して事業を行う仲卸業者に対し、年間の仕入取引のうち当社との取引割合を65%以上、重量を荷捌場面積1坪あたり13トン以上にするよう要求し、基準を下回った場合に賃貸借契約を更新しない特記事項を含む契約を結んでおり、独占禁止法違反の疑いがある旨が記載さ

れております。

しかし、かかる記載は誤った理解に基づくものであり、当社が独占禁止法に違反しているという事実はございません。

まず、当該雑誌記事に記載されている賃貸物件は、当社の子会社である大田市場ロジスティクスセンター株式会社が東京都から賃借している大田市場内の土地に建築した荷捌場です。そもそも、当該建物は、大田市場の発展を目的としているため、東京都から「賃借人は大田市場内の仲卸業者に限定」するよう厳しく指導を受けているとともに、当該荷捌場の賃料は近隣相場よりも安く設定しており、大田市場内で立地的にも恵まれていることから、入居希望者が後を絶たないのが実状です。

また、当該記事において「賃貸借契約を更新しない特記事項を含む契約」と記載されておりますが、そもそも当該荷捌場の契約形態は、契約更新が原則である普通賃貸借契約ではなく、契約期間満了による契約終了が原則であり再契約は別途合意された場合にのみ行われる「定期建物賃貸借契約」であるため、当該記事は民法および借地借家法を理解せずに記載されたものと言わざるを得ません。当社としては、お取引のある仲卸業者様を一方的に退去させることは本意ではない一方で、新たに入居を希望する仲卸業者様との兼ね合いも考慮する必要があることから、再契約の可否の判断に際しては、当該荷捌場開設時の原理原則や荷捌場の存在意義を踏まえ、大田市場の発展に寄与する仲卸業者であるか否かを客観的に判断するための目安として、入居者の承諾を得た上で、大田市場における当社占有率（約 74%）よりもやや緩やかな数値基準（年間の仕入取引のうち当社との取引割合を 65%以上、重量を荷捌場面積 1 坪あたり 13 トン以上）を導入しております。この数値基準は、大田市場内での仕入れのみを行っていけば、十分に達成できる条件であり、何ら不合理なものではないと考えております。

なお、当該雑誌記事において「相手方に不利益となるような条件を設定した取引は『優越的地位の濫用』規制に触れるおそれがある」と記載されておりますが、当社は、再契約を締結するか否かの客観的な基準を明示し、入居者が突然退去を迫られることを未然に防止しているのであって、当社の対応はむしろ入居者に配慮したものですので、何ら批判される謂われはなく、「優越的地位の濫用」規制に抵触するというのも誤った理解に基づくものです。

以上のとおり、雑誌記事の記載は誤った理解に基づくものであり、当社が独占禁止法に違反しているという事実はございません。

3. 「大田市場のガリバー東京青果に筆頭株主の東京促成青果が“経営の刷新”を迫る！対立の発端は「横領疑惑」による会長解任劇」（2025年4月15日付ダイヤモンド・オンライン）について

当該雑誌記事では、35年前に当社の元会長である川田光義氏が、会社経費の私的流用

により取締役会において「解任」されたと記載されています。

しかし、川田光義氏は株主総会において任期満了により取締役を退任し、退職慰労金も規程どおり支給されており、その後も 6 年間相談役を歴任されていました。当該記載は全くの事実無根であり、他の事実誤認の記事とあわせて直ちに訂正されるべきものと考えております。

以上のとおり、各雑誌記事の記載は虚偽の事実、事実誤認、解釈の誤り等を含む不当なものとなっております。

株主の皆様におかれましては、上記の各雑誌記事の記載により、当社の状況等に関しまして誤解をされることのないようご注意くださいと幸いです。

今後とも、変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上